



平成7年
5月

創刊号

機関誌「ちょうせい」創刊

平成7年5月、『ちょうせい』は、公害紛争処理制度の解説やPRを行うとともに、国と地方自治体との双方向による情報共有を図るために創刊されました。

平成19年
5月

第49号

黒部川河口海域出し平ダム 排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から公調委に対して、因果関係の存否について、原因裁定の嘱託が初めて行われた事件です（平成19年3月裁定）。

プラクティス公害紛争処理法
〔制度運用における諸問題を
分かりやすく解説〕
第1号～第37号に掲載

紛争処理Q&A こんなときは？
〔地方自治体職員の制度運用上〕
の疑問に回答
第10号～第36号に掲載

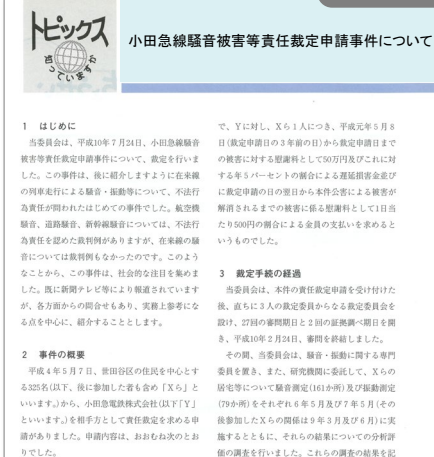
1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007
平成7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年

平成10年
11月

小田急線騒音被害等 責任裁定申請事件

平成10年7月、小田急線騒音被害等責任裁定申請事件の裁定を行いました。在来線の列車走行による騒音・振動等について、不法行為が問われた初めての事件です。

第15号



【関連記事】

令和元年5月/第97号

- 座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

H13.1 中央省庁再編 公調委は総務省の外局に

豊島産業廃棄物水質汚濁 被害等調停申請事件

平成12年6月、我が国最大規模の産業廃棄物投棄事件といわれる事件の公害調停が成立しました。

平成12年
11月

第23号



【関連記事】

平成16年2月/第36号

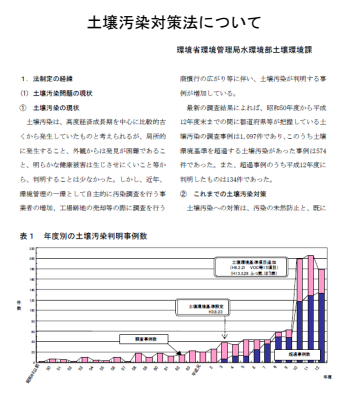
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について

令和2年2月/第100号

- 元 公害等調整委員会審査官が語る「豊島 産業廃棄物不法投棄事件」

土壌汚染対策法施行

平成15年2月/第32号



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の概要

① 対象 過去（産業廃棄物処理法の平成9年改正施行前）に不適正処分された産業廃棄物

② 目的 生活環境の保全上支障が長期にわたって発生し、産業廃棄物の除去等が不徹底の虞あり、環境行政の形成に資するため

③ 特措法による財政支援等により、早期に問題解決を図る要

④ 基本方針の策定（環境大臣）

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的方針を策定

・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

⑤ 実施計画の策定（都道府県又は保健所設置市）

基本方針に照して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴き、環境大臣に対して協議（環境大臣は同意の趣に経路大臣に協議）

⑥ 特定支障除去等事業の実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助（特別調整産業に相当する有害廃棄物については1/2補助、その他産業廃棄物については1/3補助、政令で規定）

都道府県等は実施計画に基づき（支障除去等事業）を実施し、自ら実施する支障の除去等を実施

都道府県等の負担分について、地方債の配分特例

年4回発行している、公害等調整委員会の機関誌「ちょうせい」は、平成7年(1995年)5月の創刊から数えて、本号で通算100号を迎えました。
この間の公害関係の歴史とともに「ちょうせい」の歩みを振り返ります。

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件(平成18年(セ)第2号事件)の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事実の概要

本件は、申請人らが、被申請人に対し、旧日本陸軍が製造・保管していたヒ素化合物であるジフェニルアルシル酸(DFAA)を外部に流出しない管理施設を負っていたのに、これを怠ったため、DFAAにより地下旧神栖町の井戸水(A井戸及びB井戸)を利用していた申請人らを生じさせたと主張し、また、被申請人家族に対し、水質汚染の法害に基づく適切な規制権限行使しなかったことにより、拡大を防止せず、申請人らに健康被害等の損害を生じさせたと、害賠償金の内金300万円の返還を求めた事実です。

2 審理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、関係する各団体に、ヒ素による健康被害等に関する専門事項を専門委員会を委任し、(佐賀、そのうち佐賀は、佐賀により、平南任された。)、現地調査、申請人らの健康調査、申請人らに被害を及ぼすなど、手続を進めた結果、平成24年5月11日、本件申請裁定を行い、本件は終了しました。

3 裁定の結果

申請人らの健康被害の主張は、手の震えやめまい等の神経症状、小児の神経障害、頭痛等の全身症状、下痢等の消化器症状、発疹等の皮膚症状など多岐にわたるものでした。本裁定では、結論として、一定の神経症状及び小児の神経障害との間の因果関係を認定しました。その上で、国の責任具体的な管理義務違反を認定できないとして、その責任を否定認めて、申請人38人のうち37人について、1人当たり5万円を認容し、その余の申請は理由がないとして棄却しました。本件の主な争点に対する裁定判断の概要は、以下のとおりです。、公害等調整委員会のホームページ【http://www.soumu.go.jp/camis_hiso.html】に掲載されています。】。

【関連記事】

平成25年8月/第74号

- ・神栖責任裁定事件の裁定後の対応について
- ・公害紛争処理制度を通じた紛争処理の意義 -神栖責任裁定事件を素材として-
- ・「神栖市におけるヒ素による健康被害事件」の概要

令和元年11月/第99号

- ・座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成24年
8月

第70号

神栖市ヒ素健康被害等責任裁定申請事件

平成24年5月、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の裁定が行われました。

令和2年
2月
第100号

「ちょうせい」第100号発行



2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020
20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年 29年 30年 令和元年 2年
(平成31年)

平成21年5月/第57号

改正土壌汚染防止法の解説



公害等調整委員会設立40周年

平成24年11月/第71号

- ・公害等調整委員会の設立40周年に当たって(「法学教室」より転載)
- ・公害等調整委員会設立40周年について

消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書について

平成27年5月/第81号

消費者安全調査委員会が平成26年12月に公表した「報告書-家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案-」について解説

平成の公害紛争事件を振り返る

令和元年5月/第97号

- ・座談会：小田急線騒音被害等責任裁定申請事件

令和元年8月/第98号

- ・平成の公害紛争事件～平成30年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～

令和元年11月/第99号

- ・座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

令和2年2月/第100号

- ・元 公害等調整委員会審査官が語る「豊島 産業廃棄物不法投棄事件」

公害苦情対応シリーズ

公害苦情処理の担当者が知っておくべき基本的な知識について各分野の専門家がわかりやすく解説

騒音に関わる苦情とその解決方法 ※第65号～第72号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000352509.pdf

振動に関わる苦情への対応 ※第73号～第80号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000352508.pdf

悪臭に関わる苦情への対応 ※第83号～第85号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000452167.pdf

低周波音に関わる苦情への対応 ※第87号～第91号に掲載

https://www.soumu.go.jp/main_content/000520253.pdf

令和元年8月/第98号

公調委レポート ～国と地方の連携～

「公害紛争処理における様々な当事者への対応」

